

条例、諸外国における印刷施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り 数値	既設施設に対する猶予期間	対象施設
埼玉県	埼玉県生活環境 保全条例	炭化水素類等 1日使用量 (1事業所合計)	500kg	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年 (1 事業所合計の炭化水素類等の使用量が1日 1000kg 未満、1 事業所合計の揮発性物質の使用量が1ヶ月 10000kg 未満若しくは、専らグラビア印刷、金属印刷又は軟包装印刷) ・ 3年(上記以外の施設) 	使用施設 (印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付けを行う施設をいう。))
		炭化水素類等に 含まれる揮発性 物質の 1ヶ月使用量 (1事業所合計)	5000kg		
千葉県	千葉県炭化水素 対策指導要綱	1ヶ月発生量 (1工場合計)	500kg (既設は 1000kg)	5年	使用施設 (印刷等炭化水素を使用する施設及び作業工程(乾燥に係る施設及び作業工程を含む。))
大阪府	大阪府生活環境 の保全等に関する 条例	シリンダー幅 印刷機の台数	1000mm 2台	6ヶ月	物の製造に係る印刷の用に供する施設で、次に掲げるもの イ グラビア印刷に係る乾燥施設
		排風能力	10m3/分		物の製造に係る印刷の用に供する施設で、次に掲げるもの ロ 金属板印刷(塗装工程に限る。)に係る乾燥・焼付施設 ハ オフセット輪転印刷(ヒートセット型に限る)に係る乾燥施設
米国	大気清浄法	なし		なし	輪転グラビア印刷、軟質ビニル・ウレタンの塗装・印刷
EU	特定の活動及び設備に おける有機溶剤の使用 による VOC 放出の抑制 のための理事会指令	年間溶剤使用 量	15t	8年	ヒートセットオフセット輪転印刷、その他グラビア、フレキソ、ロータリースクリーン印刷、ワニスの塗布
			25t		出版(輪転)グラビア
			30t		繊維・ボール紙用ロータリースクリーン印刷